

## 海外経済要録

### 米州諸国

#### △米国連邦公開市場委員会、銀行引受手形の無条件オペを停止

連邦公開市場委員会(FOMC)は3月18日、今後公開市場操作における銀行引受手形(BA)の無条件オペ(outright)は特別の場合(unusual circumstances)を除き実施しない旨発表した。この結果、BAを対象とする公開市場操作は原則として売戻し条件付オペ(repurchase agreement)に限られることとなった(注)。

本措置をとった理由につき、FOMCは「①今やBA市場は十分に発達しており、最早連邦準備制度が支援する必要はない」と判断されること、②近年、連邦準備制度の公開市場操作に占めるBAの無条件オペの比重は小さくなっていること」の2点を挙げている。なお、特別の場合に実施されるBAの無条件オペについては、連邦準備制度の保有限度を1億ドルと設定されている(従来の保有限度は10億ドル)。

(注) この点に關し、FOMCでは、「金融市場の一時的な資金不足に対処するうえで、BAの売戻し条件付オペは他の証券(国债・政府機関債)の売戻し条件付オペを補完する手段として有効なものである」と説明している。

### 欧洲およびアフリカ諸国

#### △ブンデスバンク、再割引わくの拡大を決定

ブンデスバンクは3月3日の定期中央銀行理事会において、同行の再割引わく(Rediskontkontingente)を25億マルク拡大する旨決定、発表した(即日実施)。本措置についてブンデスバンクは「昨秋来売りオペレーションを積極的に実施したことなどもあって、金融機関の自由流動性準備は、ひとごとに比べかなりの減少をみており、この結果最近では翌日もののコール・レートがロンバード・レート(4.5%)を上回る等、短期金融市场はややひっ迫気味に推移している。本日の措置は、こうした状況の下で今後予想される季節的資金需要(納税資金)増大に対処するため取られたものであり、ブンデスバンクの政策運営基調の変更を意味するものではない」とコメントしている。

#### △ブンデスバンク、手形買オペレーション実施を決定

ブンデスバンクは3月9日、売戻し条件付手形買オペ

レーション(売戻し期間20日、適用金利4%)を10日から実施することを決定した。本措置についてブンデスバンクは「先週発表した再割引わく拡大(「要録」前項参照)を補完し、大納税期入りに伴って生ずる大幅な資金不足に対処するためとされたものである。従って、季節的に必要な流動性供給という所期の目的を達し次第、打切る方針である」とコメントしている。

#### △西ドイツ政府、中期公共投資計画を決定

1. 西ドイツ政府は3月23日、かねて策定中の中期公共投資計画(1977~80年)を閣議決定した。その主な内容は以下のとおりで、投資総額は160億マルクと当初予定(100~120億マルク)をやや上回っており、このうち本年の投資額は34億マルク、明年は45億マルクの予定となっている。

交通整備	37億マルク
水質保全	41 //
エネルギー技術開発	22 //
インフラストラクチャー改善	13 //
住宅環境改善	40 //
職業教育	6 //

2. 本措置についてアペル蔵相は「やや中期的な観点から、現在高水準である失業を時間をかけて徐々に低下させていくことを目的としたものであり、今後4年間で15万人程度の雇用創出効果を見込んでいる」と説明している。

#### △西ドイツ、6.75%もの連邦債を発行

西ドイツの国債引受けシンジケート団小委員会は3月29日、本年2回目の連邦債(期間10年)の発行を決定した。その発行要領は以下のとおりであるが、最近の債券相場の堅調を映して表面金利(6.75%)は10年ものとしては1969年7月以来の低水準となっている。

発行額	850百万マルク
表面金利	6.75%
期間	10年
発行価格(対額面金額比)	99.5%
応募者利回り	6.82%

売出し期間 4月4~6日(ただし上記発行額中250百万マルクについてはブンデスバンクが市場価格操作のため留保する)

#### △フランス、輸出力増強特別融資制度を拡充

フランス政府は2月22日、すでにわく余裕のなくなっている輸出力増強特別融資制度(注)(le régime spécial

de financement des capacités de production tournées vers l'exportation)の融資わくを30億フラン追加(これにより総わくは100→130億フランに増加)する旨発表、これを受けてフランス銀行は3月28日、同行総裁名でフランス銀行協会会長に対し①77年中の本制度の適用対象は77年1月1日~78年12月31日の間に実行される設備投資とすること、②融資条件は従来通りとすること、③本制度に係る民間金融機関中期融資分はこれまで通り貸出準備率高率適用制度の対象外とすること、を通達した。本措置は輸出振興により貿易収支の改善を図ると同時に間接的ではあるが設備投資の促進をもねらっているものとみられている。

(注) 本制度は、フランス産業の輸出競争力強化を目的として74年3月に導入が決定され、同年7月実施された(融資わくは当初40億フラン、その後75、76年3月に各30億フラン追加)もので、その概要は次のとおり。

- (1) 融資対象……輸出力強化をねらいとする設備能力拡張投資に係る融資
- (2) 融資限度……設備投資支出額の70%
- (3) 融資形態……クレディ・ナショナル(Crédit National\*)、地域開発公社(Société de Développement Régional\*\*)、ホテル業・商工業中央金庫(Caisse Centrale de Crédit Hôtelier, Commercial et Industriel\*\*\*)による長期融資(融資比率50%)および民間金融機関の中期融資(同)からなる協融。ただし民間金融機関中期融資分(期間は最長7年)については、貸出準備率高率適用制度の対象外。
- (4) 借入企業の義務……本制度に基づき融資を受ける企業は、資金借入申請の前に終了した直近の会計年度からはじめて4会計年度内に輸出比率(年間売上高に占める輸出額の割合)を5%ポイント以上上げることとともに、当該借入の返済期間中その水準に維持すること。

\* 中長期融資を主要業務とする政府系金融機関。

\*\* 企業の地方分散を促進するため設立された政府系金融機関、債券発行により調達した資金を原資として企業に対する資本参加、長期融資を実施。

\*\*\* 庶民銀行(Crédit Populaire)および庶民銀行中央金庫(Caisse Centrale des Banques populaires)の出資により設立された金融機関で政府の監督下にあり、預金、債券発行代り金、政府借入金を原資として、ホテル・観光業・商・工業に対する中長期融資を実施。

#### ◇フランス、1977年度第1次補正予算案を閣議決定

1. フランス政府は3月23日、1977年度(1977年1~12月)第1次補正予算案を閣議決定した。本予算案は公共企業への補助金、社会保険赤字ほてんを中心とし合計199.25億フランを歳出に追加計上している。

今次補正予算案の主な歳出内訳は以下のとおり。

- (1) 公共企業への補助金(注)……50.77億フラン(うち国鉄向け35.00億フラン)

(注) 「インフレ克服計画」(76年9月22日発表)の一環として実施された公共料金凍結措置(76年9月23日~77年4月1日)等に伴う公共企業の赤字増の一部ほてんに充当。

- (2) 国債等、国の借入に係る支払利子…35.50億フラン
- (3) 社会保険赤字ほてん費……28.86億フラン

(4) 公務員給与等人事費……………28.09億フラン

(5) 若年労働者の雇用促進

対策費(1月号「要録」参照)… 4.00億フラン

2. 一方、上記歳出増加に伴う財源調達方針をみると、支出額の削減(6.74億フラン)のほか、当初予算に計上された個人所得税等の見直しによる歳入増(92.46億フラン)を見込んでいるものの、結局100.05億フランの総合収支じり赤字を計上する形となっている(当該赤字のファイナンス方法はまだ明らかにされていないが、国債等の発行により賄うものとみられている)。このように1977年度予算も当初予算の黒字見込み(2.5億フランの総合収支じり黒字を計上)から赤字に転ずることとなったが、赤字幅は1975、1976年度(それぞれ赤字430億フラン、185億フラン)を大幅に下回っている。

3. 今次予算補正の主因としては、①物価上昇を映じて公務員給与の引上げ等義務的経費が増加したこと、②当初予算作成時には想定されていなかった公共料金引上げ抑制措置(前記の公共料金凍結措置の導入および77年中の公共料金値上げ幅の上限を6.5%に設定)が「インフレ克服計画」の一環として実施されたため、公共企業の赤字幅が拡大したこと(注)、などが指摘されている。

(注) 当初予算案は77年中、国鉄運賃、その他の公共料金についてそれぞれ17.0%、7.5%の値上げを行うことを前提に作成され、バール内閣発足時(76年8月27日)にはすでに当該予算案編成作業が終了、予算案提出期日(同9月22日、「インフレ克服計画」と同時)が迫っていたこと等もあって、政府は公共料金凍結措置の導入等公共料金政策の変更を織込みない形で予算案を発表。

#### ◇フランス、民間設備投資貸付助成策を発表

バール首相は3月27日、低迷を続いている設備投資促進を図るために、総額40億フランの民間設備投資貸付助成策を4月以降実施する旨発表した。

今次措置の概要是以下のとおり(今次措置の背景については「国別動向」参照)。

##### (1) 助成対象

新規設備投資貸付

##### (2) 助成方法

企業規模に応じて次の要領で実施する。

##### イ. 中小企業向け(支出配分額20億フラン)

「インフレ克服計画」(76年9月22日発表)に盛込まれた中小企業向け特別融資制度(注)と同条件で利子補給を実施。

(注) 同制度は新規設備投資貸付を対象に、下記の条件で利子補給を行うもの。

期間：15年

融資方法：政府保証による民間金融機関の共同融資

金利：最初の5年間については、借入企業の実質金利負担が8.5%となるように政府が利子補給を実施。

ロ. 大企業向け(同20億フラン)

クレディ・ナショナル(Crédit National、中長期設備貸付を主要業務とする政府系金融機関)を通じる中長期低利融資を供与。

(3) その他

イ. 早期に政策の実効をあげるために、本助成策に係る借入申込期限および投資財の発注期限を、それぞれ6月末、9月末に設定。

ロ. 本助成策の実施に当っては、雇用情勢の深刻化している地域において設備投資を行う企業を優先。

◇フランス、第2次バール内閣発足

1. ジスカールデスタン大統領は3月28日、バール首相による内閣の辞表提出を受けて、フランス共和国憲法第8条(注1)の定めるところによりバール内閣の総辞職を決定した後、再度バール前首相を新首相に任命した。同首相は3月30日組閣を完了し、閣僚名簿を発表した(ただし閣外相については4月1日付で任命)。

主要閣僚は以下のとおり。カッコ内は前職。

(注) 本条によれば、「大統領は首相による内閣の辞表提出に基づきその職を免ずることができる」とされている。

首相兼蔵相……Raymond Barre(留任)

法相……Alain Peyrefitte(新任)

内相……Christian Bonnet(農相)

外相……Louis de Guiringaud(留任)

経済大蔵担当代理相……

Robert Boulin(国会担当相)

国防相……Yvon Bourges(留任)

教育相……René Haby(留任)

海外協力相……Robert Galley(留任)

建設・環境整備相……

Jean-Pierre Fourcade(留任)(注1)

農相……Pierre Méhaignerie(農相付閣外相)

労相……Christian Beullac(留任)

厚生・社会保障相……Simone Veil(留任)(注2)

文化・環境相……

Michel d'Ornano(産業・科学研究相)(注3)

商工相……René Monory(新任)

貿易相……André Rossi(留任)

(注1) 今次内閣から計画・環境相のポストが廃止されたため担当分野は建設・環境整備(前内閣時代は建設のみ)に拡大。

(注2) 今次内閣から新規担当分野として社会保障問題を追加。

(注3) 今次内閣から文化・環境相のポストを新設。

なお、前内閣において設けられていた生活環境相、国会担当相、産業・科学研究相のポストが今回廃止された

ほか、副首相格の国務相の発令も見送られた(前内閣では3名発令)。

2. 第1次バール内閣総辞職の背景をみると、3月13、20日に実施された市町村議会選挙(注1)において、与党連合(共和国連合<Rassemblement pour la République、党首シラク元首相>、独立共和派<Républicains Indépendants、党首ジスカールデスタン大統領>、社会民主中道派<Centre des Démocrates Sociaux>が主体)が左翼連合に敗北を喫した(注2)ことから、ジスカールデスタン大統領としては78年3月に実施が予定されている下院の総選挙に向けて与党連合の再建を図り、国民の支持を取戻す必要に迫られたという事情が一般には指摘されている。ちなみに同大統領は第1次バール内閣の総辞職に際して「新内閣の任務は、内外均衡回復のための諸施策を引き続き実施していくと同時に、国民の期待に応えるため、1年後に控えた下院の総選挙に至るまでの政府の行動計画を策定することである。同計画には若年層の雇用問題、老齢者等に関する対策を盛込まなければならぬと考えている」との見解を表明した。

(注1) 市町村議会選挙は6年ごとに、名簿式2回投票制により実施される。すなわち各政党または政党連合は各選挙区ごとに当該選挙区の議員定数と同数の立候補者名簿を作成、選挙民はその名簿に対し投票する。第1回投票で過半数を獲得した名簿についてはその立候補者全員を当選とするが、過半数を占めた名簿がない場合には上位2位の名簿について第2回投票を行い単純多数により当選を決める。

(注2) 市町村議会選挙結果

(人口30千人以上の221都市<含パリ>について、主要政党別に市議会において当該政党が多数派を占めた都市数をまとめたもの)

	今回選挙結果	前回(71年3月実施)選挙結果
野 党 側 (A)	159(+56)	103
うち 左 翼 連 合	155(+57)	98
社 会 共 産 党	81(+35)	46
急 進 左 派	72(+22)	50
	2( 0 )	2
与 党 側 (B)	60(-54)	114
うち 共和国連合(ドゴール派)	16(-12)	28
独 立 共 和 派	13(- 7)	20
社 会 民 主 中 道 派	8(-10)	18
小 計 (A) + (B)	219(+ 2)	217
無 所 属	2(- 2)	4
合 計	221	221

(注) カッコ内は前回選挙結果に対する増減数。

3. 第2次バール内閣については次のような特徴が指摘されている。

(1) 新閣僚15名中13名までが第1次バール内閣の閣僚経験者(うち留任9名)で占められ、実質的には前内閣の一部改造であること。

(2) 「新内閣の閣僚・閣外相の選出に当っては、その所属する政党は一切考慮しない」(ジスカールデスタン大統領)との組閣方針にもかかわらず、実際には、閣僚・閣外相40名(前内閣は37名<総辞職時>)中21名(同19名)は親大統領勢力を構成する「大統領の多數派(majorité présidentielle<sup>(注)</sup>)」および独立共和派出身者で占められており、第1次バール内閣同様大統領親政色が濃厚であること。

(注) ジスカールデスタン大統領を支持する無所属の閣僚・閣外相を指す。

なお上記のように新内閣も前内閣同様大統領親政色が強いため、このところ悪化している与党第1党の共和国連合(党首シラク元首相)とジスカールデスタン大統領の間の関係が改善する公算は小さく、下院総選挙(78年3月)までに同大統領の期待通り与党内の歩調がそろうかどうかは予断を許さないとみる向きが多い。

#### ◇英国、英ポンドの実効レートの算定方式を変更

1. 英国大蔵省、英蘭銀行は英ポンドの実効レート<sup>(注1)</sup>の算定方式を下記の要領で変更、3月1日から実施した。

(1) 算定に用いられる通貨を従来の11通貨<sup>(注2)</sup>から、新たに次の10通貨を付け加え21通貨へ拡大。

オーストリア・シリング、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ、オーストラリア・ドル、ニュー台湾ドル、フィンランド・マルカ、香港ドル、アイルランド・ポンド、スペイン・ペセタ、ユーロスラビア・ディナール。

(注1) 現行のフロート体制の下では、複数通貨のレートが同時にかつ大幅に変動するため、英ポンドの対米ドル相場だけではその対外価値を十分にはあくできなくなっている。そこで英ポンドの対米ドル相場に、その他主要通貨と英ポンドとの関係を加味した総合的な指標として実効レートが作成されている。英ポンドの実効レートは英ポンド以外の主要通貨のレートを各國間の貿易量等を勘案してウエイトづけしたうえで単一のレートに集約したものである。

(注2) 英ポンド\*、米ドル、カナダ・ドル、フランス・フラン、ドイツ・マルク、イタリア・リラ、ベルギー・フラン、オランダ・ギルダー、スウェーデン・クローナ、スイス・フラン、日本円。

\*英ポンドは各国通貨の対英ポンド相場を求めるために使用。

(2) 実効レートを計算する場合の各通貨別ウエイト(各國通貨の対英ポンド相場<1 ポンド当たり各國通貨額で表示>の1%の変化が英國の当該国との貿易収支に対し及ぼす影響を示す)を69年ベースから72年ベースに変更。なお、同ウエイトは当該年のO E C D外国貿易統計額を用いてIMFの多国間貿易モデルにより算出。

(3) 各国通貨のレートをウエイトづけしたうえで実効レートとして一本化するために用いられる計算方法を従来の算術(単純)平均法から幾何平均法に変更。

(4) 英ポンドの実効レートは従来は71年12月18日のレート(スミソニアン・レート)に対する減価率で表示してきたが、これを同日のレートを基準(=100)とする指数表示に変更。

なお実効レートの発表主体(英蘭銀行)、発表時点(オープニング、正午、クロージングの3回)は従来通り。

2. 上記のような変更のもとに導入された新計算方式の概要是以下のとおりである。

(1) 英ポンドを除く20か国通貨についてロンドン市場における対英ポンド相場(仲値<sup>(注1)</sup>)のスミソニアン・レート比<sup>(注2)</sup>をIMF方式で算出(ただし前述のように指数で表示、例えばスミソニアン・レート比1%のフロート・アップあるいはフロート・ダウンはそれぞれ101、99と表わされる)。

(注1) 英蘭銀行は毎日オープニング、正午、クロージング時の相場により3回実効レートを計算。

(注2) 実効レート算定の基準となる各国通貨のスミソニアン・レート(各国通貨1単位当たりの米ドル額で示す)は以下のとおり。

米ドル	1.00000	カナダ・ドル	1.00000
フランス・フラン	0.195477	ドイツ・マルク	0.310318
イタリア・リラ	0.00171969	ベルギー・フラン	0.0223135
オランダ・ギルダー	0.308195	スウェーデン・クローナ	0.207775
スイス・フラン	0.260417	日本円	0.00324675
オーストリア・シリング	0.0429185	デンマーク・クローネ	0.143266
ノルウェー・クローネ	0.150480	オーストリア・ドル	1.21600
ニュー台湾ドル	0.025000	フィンランド・マルカ	0.243902
香港ドル	0.179143	アイルランド・ポンド	2.60571
スペイン・ペセタ	0.0155102	ユーロスラビア・ディナール	0.0588235

(2) (1)の計算結果およびIMFの多国間貿易モデルを使い求めたウエイトを用いて下式により英ポンドの実効レート(指数表示)を計算。

$$E = 100 \times \prod_j^{W_j}$$

ここでE:英ポンドの実効レート

Rj: (1)で求められた各国通貨の対英ポンド相場のスミソニアン・レート比

Wj: IMFの多国間貿易モデルにより計算された各國通貨のウエイト\*

\*各通貨別の具体的な数値は次のとおり。

米ドル	0.3277	カナダ・ドル	0.0240	フランス・フラン	0.1160	ドイツ・マルク	0.1314
イタリア・リラ	0.0566	ベルギー・フラン	0.0355	オランダ・ギルダー	0.0272	スウェーデン・クローナ	0.0258
日本円	0.1150	スイス・フラン	0.0393	香港ドル	0.0137	デンマーク・クローネ	0.0078
オーストリア・シリング	0.0137	ノルウェー・クローネ	0.0086	スペイン・ペセタ	0.0078	カナダ・ドル	0.0086

ーストラリア・ドル 0.0212、ニュー台湾ドル 0.0052、フィンランド・マルカ 0.0061、香港ドル 0.0057、アイルランド・ポンド 0.0097、スペイン・ペセタ 0.0163、ユーゴスラビア・ディナール 0.0071。

3. 英国大蔵省では新旧両計算方式の算定結果を比較した結果、73年第4四半期以降、両者の間の乖離幅が拡大しており、新方式では旧方式に比べれば英ポンドの減価率が低めに出る傾向がある旨指摘している。この原因として同省では、①今回新規に追加された通貨に対する英ポンドの減価幅は、旧方式に加えられていた通貨のそれよりも小幅であること、②新方式では、英ポンドの減価幅が特に大幅であった欧州通貨に対するウエイトが、旧方式よりも小さくなっていること、などをあげている。

#### ◇英蘭銀行、最低貸出歩合を引下げ

1. 英蘭銀行は3月10日、同行最低貸出歩合を裁量的に1%引下げて11%とする旨発表した。翌3月11日にはTB入札レートが10.3011%となったため、連動方式(注1)が再び適用(連動方式の適用は、2月3日～3月10日の間停止)されることになったが、連動方式再適用に際し英蘭銀行は、市中金利の大幅な低下を回避する見地から、「大蔵大臣の認可を得て、TB入札レートと連動する最低貸出歩合の算定方式を適用することにより、同步合の低下が生ずる場合には、例外的に英蘭銀行が同步合を据置くか、あるいは算定方式の適用により生ずる低下幅よりも小幅の同步合引下げを行う権限を留保する(注2)」と発表した。

(注1) TB入札(毎週金曜日に実施)レートに0.5%を付加し、0.25%刻みに切上げることによって最低貸出歩合を算定。

(注2) この結果從来TB入札の前日、すなわち木曜日に行われてきた最低貸出歩合の裁量的変更は、金曜日のTB入札の結果をみてからも実施できることになる。

2. 英蘭銀行は3月18日、最低貸出歩合を裁量的に0.5%引下げて10.5%とし、再びTB入札レートとの連動関係を停止する旨発表した。同日のTB入札レートは前週比-0.9491%(10.3011→9.3520%)低下したため、最低貸出歩合の通常の算定方式によれば同步合を1.0%引下げるべきところ、英蘭銀行は前記権限を行使して低下幅を0.5%にとどめたものである。
3. さらに同行は3月31日、3月下旬の外資流入増に伴う短期金利の低下に追随して、最低貸出歩合を裁量的に1%引下げ9.5%とする旨発表した。しかし翌4月1日のTB入札レートは8.7643%となったため、最低貸出歩合をTB入札レートとの連動方式は再度復活した。

#### ◇英国、ロンドン手形交換所加盟銀行、貸出基準金利等を引下げ

ロンドン手形交換所加盟銀行大手4行のうち、Barclaysは3月10日、Midland, National Westminster, Lloydsの3行は3月11日、貸出基準金利を1%、7日もの通知預金利を1.5%それぞれ引下げる旨発表した(新金利はそれぞれ10.5%、6.5%、実施日はBarclays, Midland 3月11日、National Westminster, Lloyds 3月14日)。

さらに上記4行は3月30日、貸出基準金利を1%、7日もの通知預金利を1.5%それぞれ引下げる旨発表した(新金利はそれぞれ9.5%、5%、実施日は3月31日)。

今次引下げについて各行では、「短期市場金利の低下傾向に追随して実施したもの」と説明している。

#### ◇英國の航空・造船産業法成立

英國の航空・造船産業法案(Aircraft and Shipbuilding Industries Bill)はかねて議会に上程されていたが(50年6月号「要録」参照)、3月15日議会で可決され、同17日女王裁可を得て成立した。同法は航空機・造船産業の国有化を目的とするものであるが、造船産業については議会審議の過程で船舶修理業が国有化の対象から除外された。なお国有化の日程、投資家に対する補償条件等については今後産業省と関係者との間で協議が進められる予定である。

#### ◇英國、非居住者の国債購入に対する免税措置を廃止

英蘭銀行は3月18日、從来非居住者が国債を購入する場合に認めていた利子に対する免税措置を、同日発行の15年もの長期国債から廃止する旨発表した。本措置は最近における急激な外資流入を抑えるためにとられたものと一般に受け止められている。

#### ◇英國政府、1977年度予算案を発表

英國政府は3月29日、1977年度(77年4月～78年3月)予算案を発表した。その概要は以下のとおりである(予算案のねらい、反響等については「國別動向」参照)。

##### (1) 予算案の規模、収支じり

歳入は377億ポンドと76年度実績見込み比11.7%増(同当初予算比13.7%増)であるのに対し、歳出は435億ポンドと76年度実績見込み比10.4%増(同当初予算比9.0%増)とされている。この結果、収支じりは57億ポンドの赤字とほぼ76年度実績見込み(56億ポンドの赤字)並みとなった。

また公共部門(中央政府、地方公共団体および公営

企業)の借入所要額は85億ポンドと、予算前見込みを11億ポンド方上回ったが、IMFに対して公約した87億ポンド(昨年12月設定、1月号「要録」参照)の限度内に収まるものと見込まれている。

(第1表)

## 英國政府の予算案

(単位・億ポンド)

	1976年度		1977年度				
	当 初 (A)	実績見 込 (B)	当 初 (C)	C/A	C/B	(注) 予算前見込み (Before Budget)	
歳 入	331.97	337.97	377.42	13.7	11.7	387.91	
(うち租税)	(319.60)	(324.70)	(363.32)	(13.7)	(11.9)	(373.81)	
歳 出	399.15	394.02	434.89	9.0	10.4	434.80	
収支じり	-67.18	-56.05	-57.47	-	-	-46.89	

(注) 仮になんらの新規予算措置を講じないとした場合の見込み。

(第2表)

## 英國の公共部門借入所要額

(単位・億ポンド)

	1976年度		1977年度	
	当 初 予 算	実 積 見 込	予 算 案	予 算 前 見 込
中央 政 府	104.26	58.30	68.59	58.01
地 方 公 共 団 体	9.37	12.78	8.90	8.90
公 営 企 業	5.99	17.12	7.22	7.22
計	119.62	88.20	84.71	74.13

## (2) 予算案に盛られた主要措置

イ. 租税措置(以下の諸措置に伴う歳入効果については第5表参照)

## (1) 所得税

- ① 標準税率の引下げ(35→33%、ただし賃金規制の継続に関し満足すべき合意の成立が条件)および課税所得額区分の引上げ(第3表参照)。
- ② 基礎控除の引上げ(独身者 735→805 ポンド、既婚者 1,085→1,225 ポンド)。
- ③ 老齢者控除の引上げ(独身者 1,010→1,080 ポンド、既婚者 1,555→1,695 ポンド)。
- ④ 投資所得加重税の課税対象所得額引上げ(第4表参照)。
- ⑤ 寡婦(夫)控除の引上げ(350→420 ポンド)。

## (2) 法人税

- ① 中小企業に対する法人税の税額控除の対象となる年間利潤額引上げ(30,000~50,000→40,000~65,000 ポンド)。

(第3表)

## 英國の所得税率

旧 税 率	新 税 率
課 税 所 得 (ポンド)	税 率 (%)
超 以下 0~ 5,000	35
5,000~ 5,500	40
5,500~ 6,500	45
6,500~ 7,500	50
7,500~ 8,500	55
8,500~10,000	60
10,000~12,000	65
12,000~15,000	70
15,000~20,000	75
20,000~	83
超 以下 0~ 6,000	33
6,000~ 7,000	40
7,000~ 8,000	45
8,000~ 9,000	50
9,000~10,000	55
10,000~12,000	60
12,000~14,000	65
14,000~16,000	70
16,000~21,000	75
21,000~	83

(第4表)

## 英國の投資所得加重税率

	旧 税 率	新 税 率
	投 資 所 得 (ポンド)	税 率 (%)
65歳未満	超 以下 1,000~2,000	10
	2,000~	15
65歳以上	1,500~2,000	10
	2,000~	15

(第5表)

## 租税措置に伴う歳入効果

(単位・百万ポンド)

	初 年 度	平 年 度
所 得 税	-1,765	-2,293
標準税率の引下げ*	- 797	- 960
課税所得額区分の引上げ	- 164	- 275
基礎控除の引上げ	- 720	- 901
老齢者控除の引上げ	- 49	- 60
投資所得加重税の課税額引上げ	- 5	- 45
寡婦(夫)控除の引上げ	- 7	- 9
法 人 税	- 65	- 20**
中小企業に対する課税対象利潤適用範囲の引上げ	- 11	- 20
予納法人税率の引下げ*	- 54	n. a.
間 接 税	+ 786	+ 811
そ の 他 と も 計	-1,049	-1,507**

\* 賃金規制の継続に関し満足すべき合意の成立が条件。

\*\* 予納法人税率の引下げに伴う歳入減を除く。

- ② 支払配当額に対する予納法人税率(注)の引下げ(支払配当額の35/65→33/67、ただし賃金規制の継続に関し満足すべき合意の成立が条件)。

(注) 法人の支払配当に対しては、所得税の源泉徴収を行う代りに、予納法人税を納付しなければならない。ただしその予納法人税額は、その後当該事業年度に係る法人税額と相殺される。

#### (v) 間接税

たばこ消費税、石油消費税、自動車税等の引上げ。

#### ロ. 雇用促進措置

- (i) 臨時雇用補助金制度に基づき新規に補助金の支給を受けられる期限を延長(77年4月末→78年3月末、ただし1人当たりの補助金額は週20ポンドから10ポンドへ引下げ、これに伴う歳出増は今後2年間に2億ポンド)。

- (ii) 都市再開発費の増額(今後2年間に1億ポンド)。

### ◇イタリア、市中金融機関に対する量的貸出規制を一部修正のうえ期間を延長

1. イタリア銀行は3月29日、77年3月末をもって期限切れとなる市中金融機関(注)に対する量的貸出規制(昨76年10月15日導入、51年11月号「要録」参照)を修正強化のうえ、78年3月末まで延長する旨決定、発表した。その概要は次のとおり。

(注) 市中金融機関(*aziende di credito*)とは、商業銀行(公法銀行、全国的銀行、普通銀行、庶民銀行)、貯蓄銀行、第一種動産抵当銀行、その他の金融機関(農民・手工業者向け金融専門銀行および第二種動産抵当銀行)からなる。

- (1) 規制対象となる貸出……市中金融機関からの借入残高が3,000万リラ以上(従来は1億リラ以上)の企業等に対する貸出。

ただし地方公共団体および中小企業向け貸出については、適用対象外とする場合もある(従来は規制対象)。

なお金融会社(*l'impresa finanziaria*)からの借入残高がすでに3,000万リラ以上となっている企業等に対し市中金融機関が貸出を行う場合も従来同様規制を適用。

- (2) 規制方法……77年5月末以降78年3月末までの期間、2か月ごとの月末時点での対象貸出残高を「基準となる貸出残高(76年3月末~9月末の各月末時点での貸出残高の平均、従来は76年6月末残高)」に対し、次の増加率(%)以下に抑える。

77年	78年					
5月末	7月末	9月末	11月末	1月末	3月末	
+12	+13	+14	+16	+23	+25	

2. なお今次措置につきイタリア銀行は、「『77年3月以降1年間の国内信用増加額を30兆リラ以下に抑制する』という先般のIMF勧告にそって決定されたもので、この間の銀行貸出増加額を7兆リラ前後に抑制することをねらったものである。本年5~9月における増加率をかなり低めに抑えたのは、対外支払取引に対する保証金制度の段階的撤廃に伴う市中流動性の増加が見込まれる折から、リラ相場の安定化を図るには当面金融をtightに維持することが必要と考えたためである。なお基準貸出残高を現行の76年6月末時点での貸出残高から76年3~9月末残高の平均に改めたのは、もっぱら銀行間の不公平は正を理由とするものであり、基準残高総額にはほとんど変化はない」旨述べている。

### ◇イタリア政府、企業の社会保険負担軽減措置を一部修正

1. イタリア政府は3月30日、2月上旬に決定、実施した企業の社会保険負担軽減措置(企業の負担する社会保険拠出金を一部減額し財政資金で肩替りする一方、これに要する財源確保のため付加価値税の引上げ等を行うもの、3月号「要録」参照)につき労組と合意のうえ概要以下のような修正を行った(今次修正の背景については、「国別動向」参照)。

#### (1) 賃金・物価スライド制

- イ. 「付加価値税率の引上げに伴う物価上昇分を賃金・物価スライド制の対象から除外する」措置については、これを撤廃する。

ロ. イ. の代りに、賃金の物価スライド分算定の基礎となる生計費指数の算定方法を一部変更し、定期契約によるものを除く新聞料金、運賃、電気料金は生計費指数算定の対象に含めないこととする。

#### (2) 賃金引上げ

「労働協約を上回る賃金引上げに応じた企業に対しては、社会保険料負担の軽減を認めないほか、労働協約を上回る賃上げ分については法人税の計算上損金算入を認めない」という措置も廃止する。

2. 今次合意に対する反響をみると、「これは政府が労組側に大きく譲歩した結果であり、賃金・物価スライド制のもたらす賃金・物価のスパイラルという弊害を解消するには極めて不十分」との強い批判がみられる。

### ◇スイス中央銀行、ネガティブ・インタレスト適用免除 対象範囲の拡大を決定

1. スイス中央銀行は3月21日、スイス国内の銀行のスイス・フラン建て非居住者債務に課せられるネガティ

・インタレスト(利率は四半期当り10%)の適用免除対象範囲を、非居住者である外国銀行保有にかかる債務(ただし、74年10月31日時点におけるスイス・フラン建て債務残高が15万スイス・フラン以上であったものを除く)の場合に限り、現行の74年10月31日現在の残高プラス10万スイス・フランから、同残高プラス25万スイス・フランに拡大し、4月1日から実施する旨発表した。

2. 本措置につき同行では「最近のスイス・フラン相場の軟化を映して外資がかなり国外に流出、これに伴い国内流動性が減少していることに対処したもの」と説明している。

#### ◇スイス中央銀行、輸出産業向け低利融資制度の期限を延長

スイス中央銀行は3月21日、4月末に期限切れとなる輸出産業向け低利融資に関する市中銀行との間の協定<sup>(注)</sup>を本年10月末まで6か月間期限延長する旨発表した。

(注) 同協定は75年5月に当初6か月の期限(10月末まで)で発足し、その後3回にわたって6か月ずつ期限延長されていた(51年12月号「要録」参照)。

#### ◇デンマーク、公定歩合を引下げ

デンマーク中央銀行は3月2日、公定歩合を1%引下げて9%とし、翌3日から実施する旨発表した。今次引下げ措置は、昨年12月7日以来3か月ぶりである。

今次引下げの背景につきデンマーク中央銀行は、「前回の引下げ以降も外国為替市場が依然として平穏裡に推移している一方、物価の上昇率も鈍化傾向にあるため、さらに1%の引下げが可能と判断したものである」と説明している。

#### ◇デンマーク、商業銀行等に対する市中貸出規制わくを手直し

1. デンマーク中央銀行は3月9日、商業銀行等に対する市中貸出限度わく(1月号「要録」参照)を以下のとおり増わくする旨決定、実施した。

(1) 増わく額……従来の市中貸出限度わくを約3%増わく(この結果市中貸出限度わくは、28億デンマーク・クローネ増額されて968億クローネとなる)。

(2) 実施期間……2月28日(そ及実施)以降当分の間。

2. なおデンマーク中央銀行は、「今次増わく措置により貸出を急増させるのは好ましくない。今後数か月間にわたって徐々に増加させるよう要望する」と述べている。

#### ◇スウェーデン、商業銀行に対する貸出規制の延長を決定

1. スウェーデン中央銀行は2月23日、昨秋来実施してきた商業銀行に対する貸出規制(51年12月号「要録」参照)を一部修正のうえ77年9月末まで延長する旨決定、発表した。本措置の概要は以下のとおり。

(1) 規制対象……商業銀行が行うすべての貸出(融資保証を含む)。ただし住宅建設向け融資および海外からの調達原資により実行した貸付は規制対象から除外する。

(2) 規制方法……77年9月末残高を77年3月末残高比6%増以内に抑制する。

なお上記規制を上回る貸出を行った銀行に対しては追徴金を課す。ただしその貸出が所定の輸出金融、地域開発融資、政府保証の農工業向け貸付等の場合には、追徴金を免除する。

2. 今次措置につきスウェーデン中央銀行は、「経常収支の赤字傾向が続いていることにかんがみ、国内貸出を引き続き抑制する必要があるため」とコメントしている。

#### ◇スウェーデン、はき物に対する輸入割当制度を撤廃

スウェーデン政府は3月3日、去る75年11月以来実施してきた「はき物」に対する輸入割当制度(50年12月号「要録」参照)を本77年7月1日以降撤廃する旨発表した。

#### ◇スウェーデン、景気対策措置を発表

1. スウェーデン政府は3月8日、主に雇用拡大を図る見地から概要以下のような一連の景気対策措置を決定、発表した。

(1) 新規設備投資に対する特別融資(総額10億クローネ)新規設備投資が以下のような条件を充すと政府が認定する場合には、総投資額の40%を限度に政府が特別融資を行う。

イ. 新規雇用拡大効果を有する投資規模であること。

ロ. 国際競争力の低下している業界の体質改善をもたらすものであること。

ハ. 77年8月末以前に着工されるものであること。

なお残りの60%相当額については、市中金融機関が融資を行うこととするが、当該金融機関は政府投資銀行から原資を調達できる。

(2) 中小企業に対する政府融資わくを1.25億クローネ増わくして2.75億クローネとする。

(3) 特定地域の雇用維持に大きな影響力をもつ大企業が、所要人員を上回る労働者の雇用維持につとめてき

た場合には、その過剰雇用労働者に支払うべき賃金の75%相当額を本年末までに限り補助金として政府が支給する。

(4) 繊維・被服業界に対する特別救済措置(総額4.4億クローネ)。

イ. 政府が認定する企業に対し総額1.5億クローネの特別融資を行う(2年間据置後、3年目より償還開始。ただし状況に応じて融資額の25%相当額の返済を免除)。

ロ. 中・高年者の雇用促進を図るため助成金を支給(総額1.25億クローネ)。

2. 今次措置は、1月末の雇用対策措置発表後も依然としてはかばかしくない景気の回復を促進し、雇用情勢の改善をはかるためにとられたものと一般には受け止められている。

#### ◇スウェーデン、流動性比率を一部引下げ

1. スウェーデン中央銀行は3月24日、商業銀行に対する流動性比率を次のとおり一律2%引下げる(貯蓄銀行、農業金融機関は据置)旨決定、4月1日以降実施した(カッコ内は旧比率<51年12月号「要録」参照>、流動性比率の算出方法については、51年7月号「要録」参照)。

#### 商業銀行

うちPost-och Kreditbanken(資金量最大)	28%(30%)
Skandinaviska Enskilda Banken および	
Svenska Handelsbanken(同2、3位)	25%(27%)
中位各行	22%(24%)
その他	21%(23%)
貯蓄銀行・農業金融機関	
うち大手行	24%(据置)
中小行	23%(")

2. 今次措置につきスウェーデン中央銀行では、「先般延長を決定した貸出規制(「要録」別項参照)による規制わく内の貸出を円滑に行えるようにするために、いわば技術的な観点から採られた措置であり、金融政策の変更を意味するものではない」とコメントしている。

#### ◇ポルトガル、EC加盟を申請

1. ポルトガル政府は3月28日、EC外相理事会に対し同国のEC加盟を正式に申請した(注)(具体的には、この申請はMario Soares ポルトガル首相のEC外相理事会議長David Owen 英外相宛書簡の形で行われた)。EC加盟各国は4月6日開催のEC外相理事会において当該

申請につき協議の後、EC委員会の見解を徵したうえで加盟申請受理の諾否に関し同理事会で最終的な決定を下すこととなる。

(注) 「欧州経済共同体を設立する条約(ローマ条約)」(1957年3月25日、ローマにおいて調印)第237条に基づき、EC加盟を要求する国はEC閣僚理事会(通常は外相理事会)に対し加盟申請を行う旨定められている。

2. Soares 首相は78年春から加盟交渉を開始し、85年までにはECに正式加盟することを希望している。しかしながら(1)74年4月の軍部を中心とする無血革命以後の経済混亂、アフリカ植民地の喪失などから同国の経済基盤が弱体化、内外不均衡が激化しているため経済再建を図る必要があること、(2)ブドー酒等ポルトガルの一部農産物はフランス、イタリアと競合関係にあり、従ってEC共通農業政策の運営が一段と困難となる公算が大きいこと、(3)EC地域開発基金等の配分を巡りすでにECに加盟している国の中で最も開発の遅れているアイルランドと利害が対立するおそれがあること、(4)EC側も、ポルトガルの加盟に先立ち共通農業政策、EC機構の再検討・改革を実施する必要があること、など解決すべき問題が山積みしているため、加盟交渉の前途は楽観を許さないとみられている。

#### ◇南アフリカ、貸出増加額規制を強化

南アフリカ準備銀行は3月30日、貸出増加額規制を強化する旨発表した。76年4月以降商業銀行の対民間部門向け貸出は、月率0.5%以内の増加率(対75年末残高比)に抑えることとされていたが(51年3月号「要録」参照)、本措置により、本年4月1日以降追って通告するまでの間、貸出残高は本年3月末の水準に凍結されることになった。

本措置について市中金融筋では、「民間部門への貸出を抑えることにより、財政赤字のファイナンスを容易にすることをねらったもの」と受け止めている。

#### ◇南アフリカ、輸入課徴金制度を導入

南アフリカ政府は3月30日、国際収支の赤字に対処するため、4月以降輸入課徴金を賦課する旨発表した。本課徴金は石油製品等を除き、原則としてすべての輸入品を対象としており、賦課率は15%とされている。なおホーウッド蔵相によれば、輸入課徴金の導入に伴い、77年度(77年4月~78年3月)中、4億ランドの歳入増を見込んでいる。

## アジアおよび大洋州諸国

### ◇アジア開発銀行、貸出金利引下げ等を発表

アジア開発銀行は3月3日、通常資金による貸出金利を年8.9%から8.7%に引下げ、1月1日以降の融資承認分から適用する旨発表した(ただし、これまで0.6%高が適用されていたシンガポール、香港については年9.5%のまま据置き)。本措置について同行では、世界銀行の貸出金利引下げ(1~3月の融資承認分を年8.7%から8.5%に引下げ)に追随したもので、最近の資金調達コストの低下を映じたものと説明している(なお、特別基金の貸出については、従来どおり年1%の貸出手数料のみを徴収)。

また、同行は同日、高所得発展途上国(72年現在の1人当たりGDPが850ドル超)であるシンガポール、香港に対しては、貸付期間を本年1月以降の承認分から15年(据置期間3年を含む)以内に制限するほか、これら諸国に対する貸付額を控えめな水準(modest levels)に保ち、しかも社会的意義を有する(significant social content)プロジェクトを対象とすることが好ましい旨の方針を明らかにした。

### ◇台湾、1976年の直接投資受入れ状況を発表

台湾当局の発表によると、76年中の海外からの直接投

資受入れ額(認可ベース)は141.5百万ドル、前年比19.7%と73年以来3年ぶりに増加に転じた。これは、華僑投資は前年に引続き低調(前年比-16.5%)であったものの、外国人投資(同+43.9%)が日本(同+32.8%)、欧州(同7.8倍)を中心に増加したことによるもの。業種別では、建設、化学が前年水準を下回ったものの、電気機器(同2.9倍)、運輸(同3.3倍)が大幅に増加した。

### ◇台湾、公定歩合および市中預貸資金利を引下げ

中央銀行は3月31日、企業のコスト軽減を図り、輸出競争力を維持強化するため公定歩合および市中預貸資金利の引下げ(0.75%)を決定、4月1日から実施した。今次引下げにより、74年9月以降の公定歩合引下げ幅は通算5.25%となる。新旧金利は次のとおり(年利・%)。

	新レート	旧レート	(引下げ幅)
(1)公定歩合			
手形再割引	8.75	9.50	(0.75)
担保貸付			
公債担保	10.00	10.75	(0.75)
その他担保	10.00	10.75	(0.75)
短期融通(無担保)	12.00	12.75	(0.75)
輸出前貸	5.50	6.00	(0.50)
(2)市中金利			
貸 出			
	最高	最低	最高 最低
手形割引	10.00	9.75	10.75 10.50 (0.75)
担保貸付	11.25	11.00	12.00 11.75 (0.75)
無担保貸付	12.00	11.75	12.75 12.50 (0.75)
輸出前貸	6.50		7.00 (0.50)
預 金			
普通預金	1.00		1.00 (—)
定期預金			
1か月もの	5.75		6.50 (0.75)
3か月〃	6.50		7.25 (0.75)
6か月〃	7.25		8.00 (0.75)
9か月〃	8.00		8.75 (0.75)
1年および 1年超もの	10.00		10.75 (0.75)
貯蓄預金			
普通貯蓄	5.25		6.00 (0.75)
定期貯蓄			
1年もの	10.00		10.75 (0.75)
2年〃	10.00		10.75 (0.75)
3年〃	10.00		10.75 (0.75)

### 主要業種別内訳

(単位・百万ドル、カッコ内は前年比増減(ー)率・%)

	1974年	1975年	1976年
華 僑	80.6( -46.2)	47.2(-41.4)	39.4(-16.5)
外 国 人	108.7(-43.9)	70.9(-34.8)	102.0( -43.9)
うち 日本	38.9(-12.8)	23.2(-40.4)	30.8( -32.8)
米国	38.8(-42.0)	41.2( -6.2)	21.8(-47.1)
欧州	14.8( n.a.)	4.2(-71.6)	32.8( 7.8倍)
合 計	189.4(-23.9)	118.2(-37.6)	141.5( 19.7)

### 主要業種別内訳

(単位・百万ドル、カッコ内は前年比増減(ー)率・%)

	1976年
電 気 機 器	72.4( 2.9倍)
化 学	12.4(-59.4)
建 設	4.2(-84.6)
紡 織	4.0(-54.8)
運 輸	8.3( 3.3倍)
金 属	5.1( -34.2)
そ の 他 と も 計	141.5( 19.7)

### ◇香港、1977年度予算案を発表

1. 香港政府は3月2日、77年度(77年4月～78年3月)予算を発表した。同予算の概要は次のとおり。

(1) 岁出は82.4億香港ドル(前年度決算見込み比+20.4%)と大幅増加。これは、ニュータウンおよび公共住宅建設費(同+54.3%)、運輸・道路・土木工事関係費(同+32%)等投資関係支出を全般的に増加させていることによるもの。

(2) 岁入は82.9億香港ドル(同+12%)。順調な景気回復の持続を前提に、前年に引き続きかなりの增收を想定、個人所得税の扶養控除額引上げ、遺産相続税の免税額引上げ等として低所得層を対象に大方ぶりに税負担軽減(注1)を図っている。

(3) この結果収支じりは40百万香港ドルの歳入超と、73年度以来4年ぶりに黒字予算(注2)となっている。

同予算案に対する反響をみると、当初懸念されていた

法人税の引上げが見送られたほか、ファイナンス・カンパニー、船会社等のオフィショア業務への課税問題(現在無税)も取上げられなかったことを歓迎し、しかも小規模とはいえ減税が実施され、かつ均衡予算となった点を高く評価し、今次予算は、「happy budget」との見方が多い。

(注1) 減税措置は次のとおり。

①地方税税率の引下げ18.0→11.5%。

②個人所得税減税

イ. 基礎控除額引上げ…引上げ額は単身者2.5千香港ドル(10→12.5千香港ドル)、妻帯者5千香港ドル(20→25千香港ドル)。

ロ. 扶養控除額引上げ…例えば第1子は1千香港ドル引上げ(3→4千香港ドル)、第2子および第3子は各5百香港ドル引上げ。

③不動産完売印紙税の優遇範囲の拡大…取引金額が10万香港ドル未満の場合(従来7.5万香港ドル未満)は一律20香港ドル、10万香港ドル以上17.5万香港ドル未満の場合(同7.5以上15万香港ドル未満)は取引金額の1%(通常税率、同2.75%)。

④遺産相続税の控除額引上げ…30→40万香港ドル。

(注2) 76年度も当初予算では大幅赤字(355百万香港ドル)であったが、今次決算見込みでは大幅黒字(557百万香港ドル)に転化。これは、景気回復に伴う税収の好伸、公共事業の進捗遅れや物価鎮静化に伴う工事費の見積費減が主因。

### 香港の1977年度予算

(単位・百万香港ドル)

	1977年度予算		1976年度	
	金額	構成比	1976年度最終予算	最終予算増加率
歳出	8,245	100.0	20.4	6,843
うち教 育	1,658	20.1	14.0	1,454
医 療・衛 生	781	9.5	17.0	668
社 会 福 祉	433	5.2	17.7	368
運輸・道路・土木	963	11.7	32.0	730
ニュータウン・公共住宅	631	7.7	54.3	409
治 安	952	11.5	16.0	821
歳 入	8,285	—	12.0	7,400
収 支 じ り	40	—	—	557

### 香港の1976年経済実績と1977年経済見通し

(単位・前年比増加率・%)

	1976年実績(暫定)	1977年見通し
実質GDP	16	7
うち個人消費	10	14
公共消費	8	10
工業設備投資	18	12
輸 出	27	8
(控除)輸 入	24	10

### ◇シンガポール、1977年度予算案を発表

シンガポール政府は2月28日、1977年度(77年4月～78年3月)予算案を議会に提出した。本予算案は、同国経済が輸出の好伸、政府住宅建設の伸長等を主因に、順調な回復過程にある状況(GDP実質成長率、75年4.1%、76年7%、77年見通し6～8%)から、予算規模は前年度比+7.3%(前年度同+17.4%)と低い伸びに抑えられ、景気中立型の予算案となっている。その概要は次のとおり。

#### (1) 経常予算

経常収入は、税収(前年度比+9.2%、前年度同+18.5%)が、たばこ・酒税の増税にもかかわらず、固定資産税率やアジア・ドラー取引に適用される所得税率の引下げから低い伸びにとどまるため、前年度比+8.2%と前年度の伸び(同+17.4%)をかなり下回った。一方、経常支出も、一般行政部門や社会・経済部門の抑制により、前年度比+11.0%(前年度同+15.5%)の伸びに抑えられたため、経常収支じりはほぼ前年度並みの黒字(6.1億シンガポール・ドル)。

## (2) 開発予算

開発支出は、需要波及効果の大きい住宅、道路、空港建設に重点的な配分がなされている一方、商・工業開発費等の経済部門への支出削減(前年度比-11.9%)により、前年度比+3.8%(前年度同+19.3%)にとどめられている。こうした開発支出の財源は、大部分が国内および海外からの借入や開発基金の取崩しで賄われている。

### シンガポールの1977年度予算案

(単位・百万シンガポール・ドル)

	1977年度	前年度比 増減(一)率 %
経常収入	3,362	8.2
うち税収	2,508	9.2
経常支出	2,751	11.0
うち社会・経済部門	1,024	5.0
国防・治安部門	1,051	22.4
経常収支じり	611	- 2.9
開発収入	2,708	3.8
うち経常予算繰入れ	611	- 2.9
内外借入等	1,505	- 5.3
開発支出	2,708	3.8
うち経済部門	1,175	- 11.9
社会部門	1,291	10.5
総額	5,459	7.3

## ◇シンガポール、アジア・ダラー市場育成策を追加

シンガポールのHon Sui Sen蔵相は、2月28日の予算演説において、同国を国際金融センターとして一段と発展させていく見地から、次のような一連の措置を実施する旨表明した。

- (1) A C U(Asian Currency Unit)制度参加銀行間の取引に適用される所得税率の引下げ(注)(40→10%、78課税年度以降実施)。
- (2) 再保険業務に関する所得税率の引下げ(40→10%、78課税年度以降実施)。
- (3) 先物為替取引制度拡充の検討。
- (4) 確定利付債券(fixed interest securities)やアジア・ダラー建譲渡可能預金証書(Asian Dollar Negotiable Certificate of Deposits)を取り扱う流通市場育成の検討。

(注) アジア・ダラー運用益に対する課税は、73年4月、海外貸付に関する運用益についてのみ税率引下げ(40→10%)を行ったため、銀行間取引の場合の40%と2本立てになっていた。しかしながら、多くの銀行は、銀行間取引についても、貸付金がシンガポー

ルに還流しない旨の証明書を同国政府に提出することにより、実際に10%の税率適用を受けてきたが、こうした繁雑な手続に対する銀行側の不満が高まる一方、同国政府としても、銀行間取引(アジア・ダラー運用総額の7割強)がアジア・ダラー市場の発展に貢献している現状にかんがみ、こうした不満を放置できず、税率10%で一本化することに踏切ったもの。

## ◇インドネシア、新規投資の優先順位を発表

インドネシア政府は2月15日、内・外資本によるインドネシアへの新規投資に対し、優先順位リスト(Priority Scale List)を適用する旨発表した。その概要は次のとおり。

1. 国内開発に対する貢献度に応じて、832業種を次の4つのカテゴリーに分類する。
  - (1) 最優先業種……法人税免除(2~5年)、関税免除等の優遇措置がフルに適用される。
  - (2) 優先業種……限定的優遇措置(limited incentives)が与えられる。
  - (3) 投資認可業種……優遇措置は原則として与えられない。
  - (4) 投資禁止業種
2. Halim投資調整庁長官によれば、最優先業種の条件は、輸出振興、雇用機会創出、ジャワ島以外の発展等に寄与するものとなっており、具体的には木材加工、製紙、繊維、鉄鋼、機械器具、鉄道車両等の業種が含まれる。一方、外資に対する禁止業種は、肥料、家庭備品(ラジオ、テレビを含む)、塗料等が対象。

本措置は、投資優先業種とその優遇措置を明確にすることにより、従来の複雑で時間のかかった投資手続を円滑化し、主要経済部門への投資を促進することをねらったもの。なお、優先順位については毎年1回見直しが行われることとなっている。

## ◇インド、食用油脂の輸入を自由化

インド政府は1月17日、落花生等食用油脂の輸入を自由化する旨発表した。その概要は次のとおり。

- (1) 自由化対象品目は、落花生、コプラ、大豆、菜種、ひまわり実、パーム油およびこれらの製品。
- (2) ただし、国内食用油製造業向けのみを対象とし、バナスパティ(インド特有の加工食品)、石けん等製造業向けは適用対象外。

同国では、昨年の南部地域の干ばつ被害から落花生(全油脂原料の7割を占める)が大幅減産の見通し(76/77年度6百万トン、前年度比-14%)となり、供給不安に伴う投機買いもあって価格が大幅上昇、同国卸売物価上昇(注)の一因となっていた。今回の措置は、こうした価格上昇を抑制するためとられたものであるが、その背

景には、貿易収支の好転等から最近外貨準備に余裕が出てきた(76年11月末約30億ドル、前年同月末比1.9倍)という事情があるとみられている。

(注) 最近の御売物価の推移

前年同期比

1976年1~3月	-8.2%
4~6月	-6.2
7~9月	+0.3
10~11月	+2.1

◇スリランカ、為替レートの大幅切上げを実施

スリランカ政府は3月12日、同国通貨ルピーをこれまでの1米ドル当たり8.7154ルピーから7.2817ルピーへ大幅に切上げる旨発表、即日実施した(切上げ率はIMF方式で19.7%)。

今回の措置は、今後とも輸出の大宗を占める茶、天然ゴム等一次産品市況の強調が見込まれる状況下、輸入負担の軽減を図るとともに、石油等輸入物価上昇の国内面へのね返りを回避することをねらいとしたものとみられる。なお、同国の生計費指数は、採用品目が少なくかつ公定価格設定品目が大宗を占めているため、統計上はかなり落着いたかたちとなっているが、昨年の干ばつ被害による農業生産の不振もあって実勢としては前年比+15~20%に達している模様。

◇イラン、1977/78年度予算案を発表

イラン政府は2月20日、1977/78年度(77年3月21日~78年3月20日)予算案を議会に提出した。Hoveyda首相は同予算案に関連して、①農工業部門における生産力の増強と輸出余力拡大を重点に置いた経済成長の維持、②インフラ関係のボトルネックの早期解消、③熟練労働者の養成と生産性の向上を目指した教育内容の改善、④国民の購買力維持のための適正な物価政策の実施、⑤国際収支の均衡とリアル価値の維持、などを重視する旨明らかにした。本予算(政府一般会計予算)案では、石油収入の頭打ちもあって、予想かたがた、インフレ面への配慮もあって、歳出規模の拡大は前年度に引き極力抑えられているのが特色。その概要は次のとおり。

(1) 嶽入は、石油(注)・天然ガス収入が海外需要の伸び悩みから前年度を下回る(前年度比-2.6%)ものの、税収が所得税(同+57.6%)や関税(同+50.0%)を中心に前年度に引き大幅増加(同+34.2%)が見込まれるほか、海外借入(同+25.0%)や国内借入(国債発行等)を予定していることもある、総額では2兆1,886億リアル(約313億ドル、前年度比+14.1%)と前年度の伸び(6.0%)を大きく上回っている。

(注) 本予算案では、石油輸出量を日産460万バーレルと前年実績見込み(同530万バーレル)に比べかなり低めに想定。

(2) 一方歳出は、前年度に引き経済関係費が石油・天然ガス開発や電力、運輸部門を中心と著増(同+50.7%)をみているほか、社会関係費が教育、福祉、住宅等を主体にかなりの増加を示している(同+13.7%)。反面、一般行政費(同-20.5%)、海外投資・貸付(同-23.8%)が大幅に削減され、また一昨年度まで急膨張を続けていた国防費もほぼ前年度並み(同-1.0%)に抑えられていることから、総額では2兆3,112億リアル(約330億ドル、前年度比+12.0%)と前年度の伸び(14.0%)を若干ながら下回っている。

イランの1977/78年度政府一般会計予算案

(単位・億リアル)

		1976/77 年 度 (実績)	1977/78 (年度)	前年度比
歳 入	租 稅 収 入	3,136	4,208	34.2
	うち 所 得 税	337	531	57.6
	法 人 税	1,195	1,296	8.5
	関 稅	1,185	1,777	50.0
	石油・天然ガス収入	14,090	13,727	- 2.6
	海 外 借 入	800	1,000	25.0
内 そ の 他	国 内 借 入	—	1,500	—
	合 計	1,161	1,451	25.0
歳 出	合 計	19,187	21,886	14.1
	一 般 行 政 費	2,526	2,008	- 20.5
	国 防 費	5,664	5,605	- 1.0
	社 会 関 係 費	4,001	4,550	13.7
	うち 教 育	1,747	2,209	26.4
	福 祉	1,219	1,621	33.0
	住 宅	573	894	56.0
	經 濟 関 係 費	5,797	8,737	50.7
	うち 工 業	896	1,157	29.1
	石油・天然ガス開発	540	1,434	2.7倍
	電 力	1,279	2,124	66.1
	運 輸・通 信	1,085	1,688	55.6
債 務 元 利 払 い	合 計	20,637	23,112	12.0
	海 外 投 資・貸 付	1,050	800	- 23.8
	そ の 他	413	164	- 60.3
収 支 じ り		△ 1,450	△ 1,226	—

◇豪州、繊維輸入規制の強化を発表

豪州政府は2月16日、2月末期限切れとなる繊維、衣

類等の輸入規制を一段と強化し、3月1日より1年間実施する旨発表した。その主な内容は次のとおり。

(1) 輸入割当てわくの削減

(対象品目) (年間割当てわく)

化合織製ニット生地 3.4→2.8百万kg

アクリル糸 1.9→1.4百万kg

男子用・幼児用ニット外衣 12→7百万枚

男子用下着類 8.5→6.5百万枚

(2) 下記2品目については、新たに輸入割当てわくを設け、超過輸入分については追加関税を賦課する。

(対象品目) (年間割当てわく) (追加関税率)

タオル地 75/76年度の輸入数量 2豪ドル/m<sup>2</sup>

化合織ニット } 74/75 " "

およびパイル地 } " "

(3) 下記2品目については追加関税率を引上げる(輸入割当てわくは据置き)。

(対象品目) (追加関税率)

化合織織物 30→50セント/kg

婦人用ニットシャツ } 12→20豪ドル/kg

およびブラウス } " "

同国では、74年12月以降、繊維および衣類の輸入急増に対し、国内産業保護の見地から一部品種につき輸入規制を実施してきたが、依然安値品を中心に増加を続けており(繊維および衣類の輸入額、前年同期比76年1~6月+71.5%、7~12月+21.9%)、国内繊維業界の不振が目立っているため、産業援助委員会(IAC)の勧告に基づき本措置の実施に踏切ったもの。

### 共産圏諸国

#### △ソ連、1976年の貿易実績を発表

ソ連外国貿易省は3月下旬、76年中の貿易実績を発表した。これによると、輸出は年初来漸次増勢を強め、前年比+16.6%と好伸したのに対し、輸入は同+7.8%と伸び悩み、特に年後半の停滞が目立った。この結果、貿易収支赤字は7.4億ルーブルと前年(26.4億ルーブル)比大幅に縮小した(年後半は1年半ぶりに黒字<11.3億ルーブル>を記録)。地域別動向は次のとおり。

#### 1. コメコン域内貿易

(1) 輸出は、年央以降増勢を強めたものの、通年では前年比+11.7%(前年同+34.8%)の伸びにとどまった。

これは、原燃料の価格引上げ幅が小幅(76年の原油値上げ率8%、前年同131%)であったことに加え、東ドイツ等が対ソ貿易収支バランス維持の必要上輸入を抑制したことによる。

(2) 輸入は、東欧諸国における消費財、畜産物の輸出余力の低下が響き、前年比+7.8%(前年同+36.6%)と輸出を上回る伸び悩みを示した。

(3) この結果、貿易収支は10億ルーブルの黒字(前年同5億ルーブル)を記録した。

#### 2. 対西側先進国貿易

(1) 輸出は、西欧諸国向け原燃料の急増を主因に、前年比+27.6%と不振の前年(同-1.9%)とは様変りに大幅な伸長を示した。

(2) 輸入は前年比+11.6%(前年同+57.9%)と伸び悩んだ。特に年後半は、穀物輸入が大幅に減少したうえ、西欧諸国からのプラント等の輸入も一段落したため、前年同期比-3.1%と落込んだ。

(3) この結果、貿易収支赤字は30億ルーブル(年平均法定レートによる換算40億ドル)と前年(36億ルーブル、同49億ドル)比縮小し、特に輸入が落込んだ年後半は7億ルーブル(同10億ドル)にとどまり、年前半に比べ大幅な収支改善を示した。

なお、発展途上国との貿易収支は、輸出伸長(前年比+13.0%)、輸入減退(同-5.3%)から、貿易収支黒字幅が拡大した(9億ルーブル、前年3億ルーブル)。

### ソ連の貿易動向

(単位・百万ルーブル、カッコ内前年同期比増減(+)率・%)

		1975年	1976年		
			うち 1~6月	7~12月	
対 世 界	輸 出	24,034 (-15.9)	28,022 (-16.6)	13,256 (-13.6)	14,766 (-19.4)
	輸 入	26,671 (-41.6)	28,763 (-7.8)	15,128 (-11.9)	13,635 (-3.7)
対 コ メ コン 諸 国	収支(△)じり <前年実績>	△ 2,637 < 1,903 >	△ 740 < △ 2,637 >	△ 1,872 < △ 1,853 >	1,131 < △ 784 >
	輸 出	13,363 (-34.8)	14,933 (-11.7)	7,140 (-6.8)	7,793 (-16.7)
対 西 側 先 進 諸 国	輸 入	12,885 (-36.6)	13,892 (-7.8)	7,215 (-6.8)	6,677 (-8.9)
	収支(△)じり <前年実績>	478 < 481 >	1,041 < 478 >	△ 75 < △ 65 >	1,115 < 543 >
対 西 側 先 進 諸 国	輸 出	6,140 (-1.9)	7,834 (-27.6)	3,627 (-38.8)	4,207 (-19.3)
	輸 入	9,704 (-57.9)	10,827 (-11.6)	5,872 (-27.9)	4,955 (-3.1)
収支(△)じり <前年実績>		△ 3,564 < 111 >	△ 2,992 < △ 3,564 >	△ 2,245 < △ 1,976 >	△ 747 < △ 1,588 >

### ◆東ドイツの76年経済実績と77年経済計画

東ドイツ政府は、このほど76年の経済実績と77年の経済計画を明らかにした。概要次のとおり。

#### 1. 76年経済実績

(1) 鉱工業生産は、前年比+5.9%とほぼ計画(同+6.0%)並みの伸びを達成した。部門別には電子機器(同+7.0%)、重機械(同+6.7%)、化学(同+6.2%)等重化学工業が比較的高い伸びとなった。

(2) 農業生産は、夏場の干ばつが響き大幅減産(前年比-9.8%)となった。

(3) この結果、国民所得は前年比+3.7%と計画(同+5.3%)未達に終り、63年(同+3.2%)以来最低の伸びとなつた。

(4) 貿易は、往復で前年比+14.0%と前年の伸び(同+15.0%)を下回った。輸出入別実績は未発表ながら、輸出は輸入以上に伸び悩んだものとみられる(ちなみにOECD貿易<76年1~10月>は、輸出前年同期比-1.2%、輸入同+16.0%)。

#### 2. 77年経済計画

(1) 国民所得は、前年比+5.5%と前年実績はもとより5か年計画年平均目標(+4.9~5.4%)を上回る伸びを目指す。

(2) 鉱工業生産は、労働生産性の伸び率鈍化(前年比+5.1%、前年実績同+6.0%)を主因に前年比+5.1%と前年実績・計画を下回る計画。

(3) 農業生産は前年比+2.8%と前年の不振を挽回すべく5か年計画年平均伸び率目標(+2.1~2.2%)を上回る伸びを目指す。

(4) 投資は、前年比+6.5%と前年に引き続き5か年計画年平均伸び率(+5.2~5.9%)を上回る計画。

(5) 貿易は、往復で前年比+8.7%を計画。対西側貿易

については、穀物輸入が前年の生産不振に伴い一段と増加する一方、資本財輸入はさらに抑制されようとの見方が一般的。

### ◆ポーランド、1977年計画を発表

ポーランド政府はこのほど77年の経済計画を発表した。同国では、昨年中国家財政の硬直化、消費物資不足、対外債務返済比率の上昇等高度成長政策のひずみが一段と深刻化したため、本計画では成長目標を大幅に引下げる(国民所得前年比+5.7%)とともに、従来の重化学優先の方針を改め、農業、消費財の生産拡大を図ることとしている。部門別計画は次のとおり。

(1) 鉱工業生産は、投資抑制もあって前年比+6.3~7.3%と前年実績(同+10.7%)を大幅に下回る伸びを計画。部門別には輸出商品(同+13.8%)、国内消費財(同+9.9%)の生産拡大を重視、これと対照的に資本財(同+4.2%)は低い伸びにとどめられている。

(2) 農業生産は前年比+5.3%を計画し、穀物(同+6.0%)、畜産(同+4.5%)とも増産を目指す。

(3) 投資は財政資金ひっ迫化から前年実績と同規模にとどめる計画。部門別には、特に食品等消費財生産部門に重点配分する計画(31%、前年25%)。

(4) 国民生活面では、実質賃金を前年比+2.0%に抑えているが、国内消費は消費財供給の拡大により前年比+3.7%と賃金以上の伸びを見込む。

(5) 貿易面では、債務返済比率の上昇(Euromoney誌<77年1月>推計76年末30%)もあって輸出拡大(前年比+13.0%)、輸入抑制(同+2.7%)に一段と注力する。

### ポーランドの主要経済指標

(単位・前年比増減(-)・率%)

	1976年実績		1977年計画
	1975年実績	1976年実績	
生産国民所得	5.0	3.7	5.5
鉱工業総生産	6.4	5.9	5.1
農業総生産	n.a.	-9.8	2.8
投資	4.0	6.8	6.5
工業労働生産性	5.8	6.0	5.5
小売売上高	3.6	4.3	4.0
貿易高	15.0*	14.0*	8.7

\* 名目増加率。